

# 塩竈市震災復興計画の策定について

資料 1

## 1. 震災復興本部について

震災復興本部は、本市が震災により重大な被害を受けた場合において、復興計画の策定や復興事業を迅速に実施するために設置するもの。

### (1) 震災復興本部の設置

市長は、震災による被害の重大性に照らし、震災復興事業を速やかに、かつ、計画的に実施するため、震災復興本部を設置する。

### (2) 震災復興推進室の設置

本部長（市長）は、震災復興事業に係る事業計画等を総合的に調整するため、震災復興推進室（事務局）を設置する。

## 2. 震災復興計画検討委員会の設置について

震災復興計画検討委員会は、本市の震災復興計画に関する重要事項を調査検討するにあたり、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として設置するもの。

### (1) 委員会の所掌事務

塩竈市震災復興計画に関すること。

その他市長が塩竈市震災復興計画に必要と認める事項に関すること。

### (2) 委員数 15人以内

## 3. 震災復興計画策定スケジュール

年度/ 月日等	塩 竈 市	復興計画検討委員会	塩竈市議会	宮 城 県		
23 年 度	4月28日	・震災復興本部設置条例の可決	・東日本大震災復興対策調査特別委員会の設置	・議会に復興計画案の骨子を説明		
	5月 1日	・震災復興本部を設置	・常任委員協議会			
	5月 9日	・第1回震災復興本部会議				
	6月 5日	・第2回震災復興本部会議 震災復興基本方針(素案)の策定				
	6月 8日		・第1回委員会、市長の諮問			
	7 月	・震災復興計画指針の策定 ・地区懇談会の実施 ・市民アンケート調査の実施				
	8 月		・震災復興計画指針(案)の検討・策定		・常任委員協議会	・議会に復興計画案を提案
	9 月	・議会への中間報告	↓		・第3回定例会	
	10 月					
	11 月	・議会に震災復興計画案を報告 ・パブリックコメントの実施	・震災復興計画(案)の策定・答申		・常任委員協議会	
	12 月	・震災復興計画策定			・第4回定例会	

# 塩竈市震災復興計画策定体制

